

【アメリカ】インディアン地域の経済活性化のための改正法の成立

海外立法情報課 中川 かおり

* 2020年12月30日、2016年以来審議されてきた、インディアン地域の経済活性化を目的とする3つの連邦法を改正する法律が成立した。

1 経緯

過去数十年間、アメリカン・インディアン及びアラスカ先住民の失業率は約50%、貧困率¹は約30%であった。この背景には、地理的な孤立²、インフラの不足、人的・金融的資本の欠如、連邦資金への長期的依存等の経済障壁がある。これを克服するため、インディアン地域の経済活性化を目的とする3つの連邦法（2000年法（2(1), (2)）、インディアン購入法（2(3)）、先住民プログラム法（2(4), (5)）³を改正する法律⁴が、2020年12月30日に成立した。

2 改正法の概要

(1) 2000年法へのインディアン地域開発イニシアチブの創設（25 U.S.C. § 4306 の次）

商務長官、内務長官及び財務長官は、①貸付保証プログラム、②地域開発金融機関（Community Development Financial Institution: CDFI）プログラム等に基づくインディアン地域に対する投資促進等のためのイニシアチブを、1年内に創設する。①は、1974年インディアン融資法⁵により設けられ、内務省インディアン問題局（Bureau of Indian Affairs: BIA）がインディアンに貸付を行う者に保証又は保険を提供する仕組みである。②は、1994年地域開発・規制改善法⁶により設けられ、財務省が、低所得地域や融資を受けられない人々に非営利の金融サービスを提供する仕組みで、同省に設けられるCDFI基金が、CDFI等の認定及び技術・資金援助を行い（CDFI制度）、また、先住民CDFI⁷に技術・資金援助を行う（先住民イニシアチブ）。

CDFI基金がCDFIに対し提供する資金については、CDFIが同額をマッチング拠出すること等が義務付けられているが、今回、これを先住民CDFIに免除する。

また、インディアンが保持する多くの不動産は、信託された、又は制限付きの土地であり、担保権を設定できないことから、3長官は、融資の担保として提供できる土地以外の選択肢を調査するイニシアチブも行う。さらに、3長官は、証券取引においてインディアン部族を「認定投資家」⁸とするために必要な規則改正の調査等につき、部族及び証券取引委員会と協議する。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2021年3月10日である。[]内は著者の補記である。

¹ 連邦政府が貧困家庭に対する支援を行う際の指標である貧困線以下で暮らす人が人口に占める割合をいう。

² インディアン地域は、「遠隔地にあり、持続可能な商取引のために必要な輸送、流通及び通信のシステムから遠く離れている」とされる。S.Rep.116-28 (2020), at 3.

³ Native American Business Development, Trade Promotion, and Tourism Act of 2000, P.L.106-464, Native American Programs Act of 1974, P.L.88-452, Buy Indian Act, June 25, 1910, ch. 431.

⁴ Indian Community Economic Enhancement Act of 2020, P.L.116-261. <<https://www.congress.gov/bill/116th-congress/senate-bill/212/text/pl?overview=closed>>

⁵ 25 U.S.C. § 1481. 藤田尚則『アメリカ・インディアン法研究〈1〉インディアン政策史』北樹出版, 2012, p.662.

⁶ 12 U.S.C. § 4703(a). 『諸外国における金融制度の概要に関する調査』令和2年3月, pp.132-136. 金融庁ホームページ <<https://www.fsa.go.jp/common/about/research/20200918/01.pdf>>; 先住民CDFIの成功につき, *op.cit.*(2), at 5.

⁷ CDFI基金は、先住民CDFI支援制度を通じ、活動の50%以上が先住民地域に貢献するCDFIに財政支援を行う。

⁸ 証券法の登録手続による保護を必要としない個人又は機関投資家で、収入、純資産、専門的経験等を基準に認定される。「米・英・EUのプロ・アマ区分」第35回金融審議会金融分科会第1部会資料, 平成17年10月20日, p.1.

(2) 2000 年法における先住民事業開発局の強化 (25 U.S.C. § 4303)

クリントン (William Clinton) 政権下の 2000 年に、商務省少数者事業開発部 (Minority Business Development Agency) の下に、先住民事業開発局 (Office of Native American Business Development) が設立された⁹。しかし、この局は、インディアン地域の貧困と失業を減らす経済開発の促進に失敗してきた。今回、この局長の職務を、①連邦政府とインディアン部族との間の信託関係に関するプログラム等に関して長官に助言を行うこと、②省の政策、経済開発等に関する事項につき、インディアン部族等の窓口になることと定めた。これらの実施のために、局に対し、1 会計年度に 200 万ドル¹⁰以下の歳出を授権する。

(3) インディアン購入法による雇用と購入の拡大 (25 U.S.C. § 47)

内務長官又は保健福祉長官は、実行可能性及び合理性がないと判断する場合を除き、①インディアンを雇用し、②インディアン産業の製品を、開かれた市場において購入する¹¹。インディアン企業は、1991 会計年度国防授権法第 831 条 c 項に基づき定められるメンター・プロテジェ・プログラム¹²への参加等を理由として、インディアン雇用及びインディアン産業の製品の購入に関するこの条の支援から排除されない。

また、現在は内務省の BIA のみが、インディアン購入法に基づく連邦規則¹³を定めているが、この条及びこの規則に従い、BIA と保健福祉省インディアン保健サービス局 (Indian Health Services: IHS) の調達手続を最大限に合致させる。

さらに、両長官は、インディアン企業とそうでない企業のそれぞれから購入する製品の数、価格、契約類型の説明等を含む報告書を、2 年に 1 度以上、議会の該当委員会に提出する。

(4) 先住民プログラム法における先住民金融支援プロジェクトの強化 (42 U.S.C. § 2991b)

保健福祉省児童家庭局の下にある先住民局長 (Commissioner Administration for Native Americans) は、先住民金融支援プロジェクトに基づき、財務省が行う先住民 CDFI に対する支援を提供できる。また、このプロジェクトの総額 50%以上に当たる補助金を、①商法典、裁判所職員の訓練等を含む経済開発のための部族法典又は裁判制度の整備、②CDFI の設立、③地域の経済開発等のための部族のマスタープランの作成に優先的に提供する。

部族政府が、商法典や裁判制度を整備し、商業上の紛争を公正かつ平等な手法で解決することが、事業の成功に重要であることから、このプロジェクトが推進されている¹⁴。

(5) 先住民プログラム法に基づき保健福祉長官が提供する補助金の増額 (42 U.S.C. § 2992d)

保健福祉長官が提供する先住民の社会経済的発展を目的とする競争的補助金プログラムに、先住民プログラムがある。このプログラムのうち、①環境の質に関する部族の権利改善のための補助金、②ローン基金及び③先住民の言語保全・持続保障プログラム¹⁵を除くプログラムに、2021 会計年度から 2025 会計年度までの各会計年度に 3400 万ドルの歳出を授権する。

⁹ Native American Business Development, Trade Promotion, and Tourism Act of 2000, *op.cit.*(3), § 4.

¹⁰ 1 ドルは約 104 円 (令和 3 年 3 月分報告省令レート)。

¹¹ 米国政府は、全ての調達契約の 23%を [インディアン企業を含む] 中小企業に留保している。日本貿易振興機構『米国の中小企業のための各種プログラム』2015 年 3 月, p.27.

¹² Mentor-Protégé Program. 国防総省が、社会経済的に不利な立場にある中小企業に、同省との元請契約及び下請契約のための競争力を獲得させることを目的として運営するプログラムをいう。有資格の中小企業がプロテジェ [被育成者] となり、同省の元請契約業者として実績のある民間企業がメンターとなる。同上, p.48; 10 U.S.C. § 2302 note.

¹³ Acquisitions Under the Buy Indian Act, 48 C.F.R. pt.1480 (2020).

¹⁴ *Accessing Capital in Indian Country, Hearing before S. Comm. Indian Affairs*, 114 Cong. 1 (2015), (Statement of Derrick Watchman, National Center for American Indian Enterprise Development) at 8.

¹⁵ 42 U.S.C. §§ 2991b(e), 2991b-1, 2991b-3.